



に陥ると思うんです。その中で、いかにこのセーフティーネットをつくって国民に安心をお届けするかという事は、もう政府の、我々議員も同じですけれども、与野党一緒になってやっていくべきだと思っています、皆さん一緒だと思えますけれども。

それで、根本的な話なんですけれども、このコロナ禍にあって、海外から商品とか生活必需品とかいろいろなものが増えてきておられるけれども、転換期として、是非、政府を挙げてやっていただきたいのは、メイド・イン・ジャパンですね。日本製のものはいかにこの転換期の中でつくり上げていくか、内需をいかに回していきけるかというのが、大きな、こういうときにやっていく、過渡期だと思っております、これも西村大臣のコメントだと思えますけれども、是非そういうことも考えていただけないかというのが我々の要望であります。

○西村国務大臣 まず、御指摘の、飲食店の方も大変厳しい状況ですけれども、それ以外の方々も厳しい状況にありますので、今回の延長も踏まえ、これまでの対策をしっかりとして講じると同時に、経済への影響、経営への影響などを注視しながら、機動的に必要な対策を講じていきたいというふうな考えているところであります。

その上で、御指摘のように、国内で生産をしていくこと、これも、特に医療物資など、非常に大事なことであります。既に、サプライチェーン補助金、一次補正で二千二百億円、予備費で八百六十億円を追加して、これまでも国内生産に取り組んできているところでありますし、さらに、今般成立をいたしました三次補正でも二千億円を措置しております。

御指摘のように、必要なものを国内でしっかりと確保できる体制、引き続き、全力を挙げてつくっていききたいというふうに考えております。

○遠藤(敬)委員 まさにマスクがそうであったように、できるだけ、こういうときだからこそ、日本製、メイド・イン・ジャパンを国内で回していくということに少しでも貢献できたらな、こうい

うときだからこそ、是非お願いをしたいと思えます。

あと、西村大臣にお伺いしますけれども、明日参議院で特措法が通った場合、前回私お伺いしましたけれども、公布日から十日間とおっしゃいましたけれども、正確には何日からでしょうか。

○西村国務大臣 法律案におきまして、公布の日から起算して十日を経過した日から施行することとしております。

採決の後、速やかに公布できるように手続を進めたいと考えております。

○遠藤(敬)委員 十日間ということなので、罰則の規定も含めてそこからスタートになると思うんですけれども、是非、国民の皆様にも、そういう期日もはつきりと早めにお知らせをいただきたいと思えます。

それでは、最後になりますけれども、緊急事態宣言の中で、この特措法の改正によって、各知事のまた権限が多少なりとも強くなると思うんですけれども、時短営業等の変更等は首長の権限でできるのでしょうか。

○西村国務大臣 私ども、基本的対処方針で大きな方針はお示しをしております。それに基づいて、それぞれの知事が、感染状況やあるいは病床の確保の状況、こうしたものを踏まえて、最終的には知事がその下で判断をして措置をしていくことになりまして。

仮に解除した後も、一遍に全部そうした制限、要請をなくすことではなく、再拡大しないように段階的に解除していくこととしておりますけれども、最終的には知事の判断で措置を講じていくことになりまして。

○遠藤(敬)委員 ありがとうございます。終わります。

○高木委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。与党議員のさきの行動に国民の怒りは沸点に達しております。私も言いたいことは山ほどありますけれども、今日は五分しかありません。緊急事

態宣言に的を絞って質問させていただきますので、是非、正面から御答弁をいただきたいと思えます。

まず最初、総理にお伺いします。緊急事態宣言の対象期間は、当初、一か月とされておりました。結果として緊急事態宣言の解除には至らなかったわけですが、何の原因だと考えていらっしゃいますか。

そして、これまでの一か月とこれからの一か月、何を変えようと思っているのか、国民が何を意識しなければいけないのか、その点について御答弁をお願いいたします。

○菅内閣総理大臣 まず、緊急事態宣言当初、一か月と申し上げました。そのことは、専門家の皆さんから、判断をするのに一か月ほど必要だという御意見もありました。そういう中で一か月という判断を私は下したわけでありまして。

そして、今日の状況でありますけれども、これは、東京都を始め、全国の感染者数が、この宣言をした後に極めて減少しているということが、手に取るように分かるぐらいに減少をしております。これは、この宣言の中で、飲食を中心とする、的を絞って宣言をし、国民の皆さんに協力をお願いしてきた、そのことが効果を上げてきていることだろうというふうに思います。

そういう中で、このコロナ感染というものをとにかく収束に近づけていく、持っていくためには、やはりもう一度ここで一踏ん張りをして、国民の皆さんから御協力をいただいで減少させていく、そういう判断が必要だと考えました。

今の対策を徹底して、そして速やかに解除できるようにしていきたい、そういうふうな思っています。そういう思いの中で、更に一か月をお願いさせていただいてるところであります。

○浅野委員 国民の皆様と一緒に踏ん張りたい、そういう思いがありましたけれども、ここからは西村大臣に、それならば、是非、政府にも踏ん張っていただきたい、その思いで、三つの提案をさせていただきます。

一つ目は、我々国民民主党が国民の皆様から意見を募集したところ、二千件以上の意見が寄せられています。その中で、総合支援資金の貸付枠の拡大を求める切実な思いが多くありました。

現在は、最長六か月、最大二百二十万円まで借入ができるんですけれども、これまでの約五十四万五千円の申請者のうち、既にその半分の方々が最大限の枠を使われています。今、これからまた更に延長される中で、更に三か月から六か月延長することを我々は提案してきましたけれども、最近、政府の中でも検討がされていると伺いました。この点について状況を教えていただきたい、これが一点目。

二つ目は、重症者用のベッドを確保した医療機関には、一床当たり最大で千九百五十万円の補助が出ますけれども、ホテル療養については一日最大一万三千百円の借り上げ費用補助しかありません。これから入院拒否に対する対応も法改正の中に含まれておりましたが、この入院拒否を予防するためにも、ホテル従業員も健康不安を抱えながら対応している状況もありますので、ホテル側へのインセンティブ強化を提案したいと思えます。

最後、三点目、現在検討されている一時金について。こちらは、今回、蔓延防止等重点措置という新しい制度も検討がされておりますが、この蔓延防止等重点措置の対象となった事業者もこの一時金の対象にはならないのか。

是非、その三つ、大臣にはお答えをいただきたいと思えます。

○西村国務大臣 まず、緊急小口資金、総合支援資金についてでありますけれども、これまで、両方合わせまして最大四百四十万円までの貸付けを行っているところであります。御指摘の点につきましては、しっかりと受け止めさせていただきます。

とを基本に借り上げ費用を補助しております。加えて、この補助限度額を超える費用については、新型コロナウイルス感染症のいわゆる一般の地方創生臨時交付金、この対象とすることが可能であります。こうした支援を通じて、宿泊療養施設の確保に万全を期してまいりたいと思えます。

そして、最後、新たな一時金でありますけれども、御指摘のように、飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動自粛による厳しい影響を受け、一月又は二月の売上げが前年比五〇%以上減少した中堅・中小企業に対して支給するということでもありますので、要件を満たせば、地域や業種を問わず、幅広く対象となります。

詳細は、現在、経済産業省においてその制度を具体化する中で詰め作業を行っているところであります。

いずれにしましても、必要な人に必要な支援がしっかりと届くように努めてまいりたいと思えますし、三・八兆円の予備費の活用も含めて、様々な状況を注視しながら、必要な対策を、必要な支援を機動的に講じていきたいというふうに考えております。

○浅野委員 是非、政府の踏ん張りを期待して、質問を終わります。ありがとうございます。

○高木委員長 これにて発言は終わりました。

○高木委員長 次に、次回の本会議及び委員会は、追って公報をもってお知らせいたします。

なお、来る四日木曜日午前十一時から理事会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十五分散会